

ID: 75

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	承認内容の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例施行規則 第13条		
例 規 番 号	平成23年規則第29号		
【根拠条文】 (利用の変更等) 第13条 有料施設利用者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた有料施設の利用の内容を変更するとき、又は利用を取り消すときは、有料施設を利用しようとする日の前日までに有料施設の利用の変更・取消し申請書に利用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により期間内に申請することができないと市長が認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前項の申請を承認したときは、当該申請を行った有料施設利用者に対し、有料施設の利用の変更・取消し承認書を交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日